

○ 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改正案

（外国銀行支店に関する読替え）
 第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十四条の二第二号	銀行及びその子会社	当該銀行	自己資本	(略)	読み替える法の規定
				(略)	読み替えられる字句
				(略)	読み替える字句
	当該外国銀行支店に係る外国銀行	当該外国銀行	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの		

現行

（外国銀行支店に関する読替え）
 第九条 法第四十七条第四項の規定による外国銀行支店（同条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下同じ。）に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十四条の二第二号	銀行及びその子会社	当該銀行	自己資本	(略)	読み替える法の規定
				(略)	読み替えられる字句
				(略)	読み替える字句
	当該外国銀行支店に係る外国銀行	当該外国銀行	自己資本又はこれに相当するものとして金融庁長官が定めるもの		

(略)	第十九条第一項	
(略)	中間事業年度 の四月一日から九月 三十日	中間事業年度(当 該事業年度が六月 を超える場合にお ける
(略)	開始の日から同日 以後六月を経過し た日の前日	

(電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲)

第十六条の九 法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する

政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 中小企業等協同組合法
- 二 長期信用銀行法

(認定電子決済等代行業者協会の認定の申請)

第十六条の十 法第五十二条の六十一の十九の規定による認定の申請

は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしな
ければならない。

- 一 名称

(略)	(新設)	
(略)	(新設)	(新設)
(略)	(新設)	(新設)

(新設)

(新設)

二 事務所の所在地

三 役員の氏名

四 法第五十二条の六十一の十九第二号に規定する会員の氏名又は名称

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

1 (認定電子決済等代行業者協会に係る名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一 農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二 水産業協同組合法第二百一条の五の六の規定による認定

三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の七の規定による認定

四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の十の規定による認定

五 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の五の七の規定による認定

六 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十条の二十一の規定による認定

2 法第五十二条の六十一の二十一第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

(新設)

- 一 農業協同組合法第九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 二 水産業協同組合法第二百一条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行業者協会
 - 三 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行業者協会
 - 四 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行業者協会
 - 五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金庫電子決済等代行業者協会
 - 六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会
- (認定電子決済等代行業者協会の役員等がその職務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止の適用除外)
- 第十六条の十二 法第五十二条の六十一の二十五第二項に規定する政令で定める業務は、法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行業者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法人であつて、当該認定電子決済等代行業者協会の役員等(法第五十二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。)が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に従事する役員等である場合における当該業務とする。

(新設)

農業協同組合法第九十二条の五の六の認定	同法第九十二条の五の七に規定する業務
水産業協同組合法第二百二十一条の五の六の認定	同法第二百二十一条の五の七に規定する業務
協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の七の認定	同法第六条の五の八に規定する業務
労働金庫法第八十九条の十の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第九十五条の五の八に規定する業務
株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務

(外国法人等である電子決済等代行業者に対して法の規定を適用する場合の読替え)

第十六条の十三 電子決済等代行業者(法第二条第十八項に規定する

(新設)

電子決済等代行業者をいう。第十七条の五において同じ。）が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合における法の規定の適用に当たつての法第五十二条の六十一の三十の規定による読替は、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の三第一項第一号	氏名	氏名及び外国に住所を有する個人にあつては、日本における代理人の商号、名称又は氏名
第五十二条の六十一の三第一項第三号	所在地	所在地並びに主たる営業所又は事務所の名称及び所在地（外国に主たる営業所又は事務所を有する場合に限る。）
第五十二条の六十一の三第二項第二号	含む。）	含む。）並びに国内における主たる

第五十二條の六十一		第五十二條の六十一 の七第一項第三号	
とき	破産管財人	決定により解散した とき	役員
とき（国内におけ	破産管財人（外国 の法令上これと同 様に取り扱われて いる者を含む。）	決定（外国の法令 上これに相当する ものを含む。次号 において同じ。） を受けたとき	役員（外国の法令 上これと同様に取 り扱われている者 を含む。）
			営業所又は事務所 の登記事項証明書 （国内に営業所又 は事務所を有する 場合に限る。）

<p>の七第一項第五号</p>	<p>第五十二条の六十一 の八第一項第四号</p>	<p>第五十二条の六十一 の十七第二項</p>
<p>の営業所又は事務 所の清算を開始し たときを含む。）</p>	<p>事務所</p>	<p>営業所 所在（法人である場 合にあつては、その 法人を代表する役員 の所在）</p>
<p>る営業所又は事務 所の清算を開始し たときを含む。）</p>	<p>事務所の連絡先及 び国内に当該営業 所又は事務所を有 しない場合にあつ ては、日本におけ る代表者又は代理 人</p>	<p>国内における営業 所 日本における代表 者若しくは代理人 の所在</p>

（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

）
（紛争解決等業務に相当する業務に係る他の法律の規定による指定

第十六条の十四 法第五十二条の六十二第一項第二号及び第四号ニ、
第五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政
令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 第十六条の十六各号に掲げる指定

(異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合)

第十六条の十五 (略)

(指定紛争解決機関に係る名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十六 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるもの
は、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 五 (略)
- 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の
十二第一項の規定による指定

七 (略)

八 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

九・十 (略)

十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三 (略)

第十六条の九 法第五十二条の六十二第一項第二号及び第四号ニ、第
五十二条の六十六並びに第五十二条の八十三第三項に規定する政令
で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 第十六条の十一各号に掲げる指定

(異議を述べた銀行の数の銀行の総数に占める割合)

第十六条の十 (略)

(名称の使用制限の適用除外)

第十六条の十一 法第五十二条の七十七に規定する政令で定めるもの
は、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

- 一 五 (略)
- 六 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の
四第一項の規定による指定

七 (略)

八 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の
五第一項の規定による指定

九・十 (略)

十一 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の
六第一項の規定による指定

十二・十三 (略)

第十七条の五 次に掲げる長官権限は、登録申請者（法第五十二条の

（新設）

六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は電子決済等
代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有
する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下
この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する
財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に
あつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は電子決済等代行業者が
国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）
に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長
官が自ら行うことを妨げない。

一 法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受
理

二 法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六
第二項の規定による登録

三 法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五
第二項の規定による通知

四 法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五 法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六 法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項、第五十二条の六
十一の七第二項並びに第五十三条第五項の規定による届出の受理
並びに法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報
告及び資料の提出の命令

- 八 法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査
- 九 法第五十二条の六十一の十六の規定による命令
- 十 法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分
- 十一 法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消
- 2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 3 前項の規定により、電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。
- 4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。
- 5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を

告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。